

釧路町立昆布森小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、ときには児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを全職員で認識し、いじめ防止に向けて組織的に取り組む。

〈いじめの定義〉

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈基本認識〉

- ・ いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうること。
- ・ いじめは、人として絶対に許されない行為であること。
- ・ いじめ問題に対しては、被害児童の立場にたって対処すること。
- ・ いじめ問題に対しては、学校が組織的、計画的、継続的に取り組むこと。

〈基本的な姿勢〉

- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・ 児童相互、教職員相互、児童と教職員間の温かな人間関係を築く。
- ・ 未然防止、早期発見、早期解決に向けた手立てを講じる。
- ・ 日頃から、保護者・地域、関係機関等との連携強化に努める。

2 いじめ問題への取組

（1）未然防止の取組

- ・ 児童一人一人が自己存在感を味わい、互いに認め合い、尊重し合う学級づくりに努める。
- ・ 道徳教育の全体計画及び道徳の時間の年間計画に基づき、全ての教育活動を通して意図的・関連的な道徳教育を推進する。
- ・ 児童一人一人が、わかる喜びや学びの達成感を味わえる授業づくりに努める。
- ・ いじめ根絶の意識を高めるために、児童会が企画・運営する啓発活動を行う。
- ・ 全校朝会の校長講話等を通じて児童の心をはぐくむとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す。
- ・ 職員朝会で児童に関する情報交流を行い、全職員が共通の認識をもって児童を見守ることができるようにする。
- ・ 校内研修に児童の実態交流を位置付け、いじめの未然防止に関する教員の資質向上を図る。
- ・ 総合的な学習の時間や特別活動に、インターネットや携帯電話を使用する際の情報モラルに関する内容を位置付け、継続的に指導する。

(2) 早期発見の取組

- 担任と児童が共に過ごす時間の確保に努め、いじめの前兆の早期発見と解消に努める。
- 職員が児童と関わる活動（全校給食や清掃活動など）を通して、児童間の人間関係や児童の些細な変化の掌握に努め、気付いたことを全職員で共有する。
- 養護教諭による日常の教育相談的機能や「保健日誌」（養護教諭が児童の様子を記録した日誌）を活用し、早期発見と情報共有に努める。
- いじめアンケートを活用して早期発見に努め、必要に応じて個別面談や保護者と連携した情報収集を行い、早期解決に向けた手立てを講じる。
- 定期的にネットパトロールを行い、早期発見・早期対応に努める。
- 日頃から保護者との情報交流・情報共有に心がけ、学校と家庭の両面から早期発見できる体制を整える。

(3) いじめに対する対処

- いじめの事実が明らかになった場合は速やかに校長又は教頭に報告する。
- 全職員が情報を共有し、対応の方針や方法について共通理解を図った上で、「いじめ対策特別委員会」を中心に組織的に対処する。
- いじめられている児童の心身のケアを最優先し、本人の立場に立って問題解決に臨む姿勢を示す。
- いじめている児童の心のケアに配慮しつつ、学校として「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で臨むとともに、いじめられる側の心の痛みを気付けさせる指導を行う。
- いじめられている児童の立場からは、傍観者の立場もいじめているのと変わらないということを指導する。
- いじめられている児童、いじめている児童の保護者にいじめの事実を伝え、学校としての指導方針や手立てについて説明するとともに、学校と保護者が連携して解決していくことに対する理解と協力を得る。。
- 教育委員会及び関係機関と連絡を取り合いながら慎重に対処する。

〈犯罪や重大な事案への対処〉

犯罪行為として取り扱われるべきいじめや、生命・心身又は財産に重大な被害を及ぼす疑いがあるいじめに対しては次のように対処する。

- 速やかに教育委員会に報告するとともに、警察署等の関係機関と連携して対処する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
（北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、SC、SSW等による「いじめ問題対策協議会」の設置）
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 報道機関等からの取材・問い合わせに対しては教頭が一括して対応する。

3 いじめ問題に対応する学校いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、指導部長、養護教諭、当該学級担任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。いじめの未然防止、早期発見については指導部を中心として全校体制で取り組む。いじめの事案が明らかになった場合は校長の指示により、緊急会議を開いて対処する。

〈主な活動と取組〉

- ・「学校いじめ防止対策基本方針」及び、それに基づく取組の実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正等を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口になる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・いじめの未然防止に関する取組の立案及び提案。
- ・いじめの早期発見に関する情報収集及び提案。
- ・月1回の指導部定例会において、いじめ防止について協議する。
- ・いじめ事案の調査に関すること。
- ・当該児童等のケア及び指導に関すること。
- ・当該児童の保護者との連携に関すること。
- ・教育委員会及び関係機関との連絡調整に関すること。